

職員の勤務時間やその他の勤務条件の状況

- 勤務時間 月曜日から金曜日までの9時～17時30分（勤務時間が変則の勤務者は、1日につき7時間45分となるように割り振る）
- 休憩時間 12時15分～13時
- 休日など 土・日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月5日）
- 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇（給与減額あり）

職員の福祉及び利益の保護の状況（平成16年度）

- 職員の福祉の状況
- 【健康診断受診状況】

健康診断の種類	対象者数	受診者数
人間ドッグ	394	391
定期健康診断	121	113

【公務災害補償制度の適用状況】

適用件数	0
------	---

- 利益の保護の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

また、懲戒などの処分を受けた職員は、公平委員会に行政不服審査法による不服申し立てをすることができます。

平成16年度については、職員からこのような措置要求や不服申し立ては、ありませんでした。

職員の服務の状況

職員は、地方公務員法で全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務に専念すること（服務の根本基準）が義務付けられており、このほかに『法令等及び上司の職務上の命令に従う義務』『信用失墜行為の禁止』『秘密を守る義務』『政治的行為の制限』『争議行為等の禁止』『営利企業等の従事制限』などが課せられています。

この服務規程に違反した場合は、懲戒処分の対象となるほか、状況によっては刑罰の対象になることがあります。

市は、交通事故防止や選挙時の服務規律の遵守など、機会のあるごとに職員に周知しています。



職員の任免及び職員数に関する状況（平成17年4月1日現在）

	各年4月1日の職員数	年度中の新規採用者	年度中の退職者
平成12年度	580	8	23
平成13年度	567	10	24
平成14年度	554	11	19
平成15年度	549	14	23
平成16年度	532	6	24
平成17年度	514	6	—

登別市独自の給与の削減の状況

【職員】

期間	項目	内容
H16.10.1～H19.9.30	給料	●7級以上の職員は、基礎給料月額から4.5%を削減。 ●6級以下の職員は、基礎給料月額から3.5%を削減。
H16.12～H19.6	期末手当	削減前の給料を基に算出した額から5%を削減。
H16.12～H19.6	勤勉手当	削減前の給料を基に算出した額から5%を削減。
H16.10.1から当分の間	退職手当	退職手当額から5%を削減。
H15.4.1から当分の間	管理職手当	部長職は15%、次長職は12%、主幹職は10%を削減。

【特別職・教育長】

期間	項目	内容
H16.4～H19.9	給料	市長は給料月額の10%、助役、収入役、教育長は給料月額の7%を削減。
H16.4～H19.9	期末手当	上記改正後の給料月額を基に算出。
H16.4.1～H19.9.30	退職手当	上記改正後の給料月額を基に算出。
H15.12.1から当分の間	退職手当	手当算出上、給料月額に乗じる数値を約5.5%減じています。

【嘱託員】

期間	項目	内容
H17.4.1～H20.3.31	基本手当	削減前の基本手当から2%を削減。
H17.6～H19.12	勤勉手当	削減前の基本手当を基に算出した額から2%を削減。

職員の分限及び懲戒処分の状況（平成16年度）

市は、懲戒処分に至らない訓告や嚴重注意についても、『懲戒処分等の公表基準』に基づいて公表しています。

ここに掲載したものは、この基準により報道機関や市のホームページで、すでに公表したものを集約しています。

【分限処分】

分限処分の内容	事由	該当職員数	処分の根拠法など
休職	心身の故障のため、長期の休養を要する	4	●地方公務員法第28条第2項第1号

【懲戒処分など】

処分事案数	処分の種類	人数	処分の根拠法など
5件	停職	1	●地方公務員法第29条第1項
	減給	2	
	戒告	3	●職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する基準
	訓告	3	
	嚴重注意	2	

職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成16年度）

- 職員の研修の状況（延べ人数）

	基本研修	専門研修	特別研修	政策形成能力研修	派遣研修	自主研修	計
受講者数	107	49	180	16	5	84	441

- 勤務成績の評定の状況

市は、年1回、管理職（部長職、次長職、主幹職）を対象に、その能力や業績について評価を行い、勤勉手当の成績率として反映しています。

	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	計
職員数	0	13	68	13	0	94

市職員の給与などの状況についてのお問い合わせは

人事・行政管理グループ

☎ 85 1132 FAX 85 1108

Eメール: staff@city.

noboribetsu.hokkaido.jp